

## 11. 16への道

2008年4月17日の名古屋裁判決「空自による他国の武装兵員を空輸する活動は、他国の武力行使と一体となった活動であり、自らも武力行使を行ったとみなされ、違憲・違法である。」と同じように、5月21日の福井地裁判決、8月26日の福島地裁判決は、何度でも読み返す価値のある公文書だと思います。

福井地裁は、福島原発事故後、原発の危険性に対する判断を避けるのは裁判所に課せられた最も重要な責務を放棄するに等しいとし、大飯原発3・4号機の運転差し止めを関西電力に命じました。

福島地裁は、「福島原発避難自殺訴訟」で、東京電力に対し、避難生活を続ける中で自ら命を絶った渡辺はま子さんの遺族に損害賠償を命じた。判決文は、はま子さんの事故前後の日常生活を克明に記し、「このような極めて過酷な経験がはま子に耐え難い精神的負担を強いて自死したものと認められる。」と述べています。安倍首相の現実感のない言葉遊びにイライラするこちらとしては、下級審とは言え、二つの判決文に感動し、憲法はまだ生きていると感じました。

自衛隊創立60カ年の7月1日、安倍政権は自衛隊の性格を根本的に変質させる閣議決定をしました。憲法からも自衛隊法から見ても、「海外で武力行使が

できる余地」などありません。余地はなくても、現実の陸・海・空3自衛隊は、個別的自衛権を行使できる能力は十分になり、さらに中期防衛力整備計画でその戦力を拡大し続けます。アメリカ軍との繰り返しの訓練は、GOSサインが出れば、いつでも実践に対応できる準備のためです。7月1日の決定は、自衛隊に対し、アメリカに対し、中国に対し、「GOSサインが出せる準備に入りますよ。」という宣言でした。

来年、2015年、不戦ネットは20年に入ります。「不戦ネットの出番じゃないの」という視線をあちこちで感じていきます。

## 一 個別的自衛権なら良いのか

個別であれ、集団であれ、自衛権とは戦争をする権利であり、日本はその権利を放棄した国として憲法第2章「戦争放棄」を9条として持っています。これは私たちの法的な基準です。私たちの活動の根本的根拠です。60年かけて建設されてきた巨大な軍事組織自衛隊が現に存在するとしても、その現実基準や根拠が引き寄せられたら、私たちは現実主義者として批判されねばなりません。他国に対して軍事で対応する現実主義を批判できません。

第2時安倍政権になって以来、集団的自衛権を巡って何人かの元法制局長官や自民党の有力議員だったの野中広務、古賀誠、加藤紘一、山崎拓までが批判を強めてきました。保守の発言としては「いいこと」「いい」と何度か感動をしています。「力のある現役の時にこそ言って欲しかった」という思いはある

にしても。元法制局長官も含めて、この人々の言っていることを要約すれば、「専守防衛に徹するべきで、行使容認をするなら憲法を変えてからにしろ。」と言っているに過ぎない。ましてや、日米安保を否定しているわけではありません。私たちは、「行使容認を認めない」という一点では一緒にやれます。また、中国に対し軍事的対応をしないという点でも一緒にやれます。しかし、60年かけて自衛隊が巨大な軍事力として存在する根拠は、「憲法は個別的自衛権まで否定しているわけではない」という点でこの人たちは共通しています。ここが彼らと私たちの別れ目だと思えます。

個別的自衛権の強化として、新中期防衛力整備計画の実行がなされている今、個別的自衛権の問題をさておいて、とはいきません。尖閣問題をテコとした九州や沖縄を中心に軍事力の重心を移動させ、今以上に中国との緊張関係を作り出し、それを政権の維持に利用する安倍政権の危険性については、彼らと同意できると思えます。

この点から、「個別的自衛権」を野放しにしているのか、と私たちは問い続けます。

## 二 「尖閣＝日本固有の領土」問題

尖閣諸島と日中の防衛識別圏問題を前回述べました。空自のスクランブルの回数予測では、防衛省は今年中に800回になると予測しています。空中衝突、空中戦が行われても不思議ではない状況です。「尖閣は日本の固有の領土だ」と日本共産党ですら

主張している今、もう一度歴史的事実を確認しておきたいと思います。1894年日清戦争で中国の北洋艦隊を全滅させ、制海権を握った日本は、翌1905年、第2次伊藤博文内閣が、尖閣の沖縄県編入を閣議で決定しました。この領土編入にあたって国際法上必要な手続きをとっていません。官報に記載すること、国際的に広報すること、国標を建てること、この三つの行為は領土編入に不可欠な手続きですが、略奪批判を恐れてやっています。

日本政府は、戦後1952年に初めて尖閣諸島編入を公表し、標識の杭が建てられたのは1960年のことでした。これが「日本の固有の領土」の実態です。(森正孝「中国は本当に驚異なのか」参照)

中国は尖閣諸島(中国名 魚釣島)を核心的利益に関わる自国領土と主張します。だから日中国交回復後は、日中双方が「棚上げ論」に同意しました。どう考えても先に同意を破り、手を出したのは日本の側です。そして軍事衝突⇨戦争を望まない限り、領有権争いは、話し合いにより、やがて共同管理、共同開発で解決するしかありません。

### 三 11・16沖縄知事選に向けて

7月1日の閣議決定には同時にキャンプシュワブ基地内の工事を着手、新吉小路のための支出を決定、シュワブ沿岸域の立ち入りを禁止区域の大幅拡大の決定がなされました。行使容認の閣議決定と辺野古への本格的な強権政治が同じ日に開始されたこととなります。

武力行使ができる国作りと、沖縄への新基地建設とが安倍政権にとって両輪であることを象徴する日になりました。この両輪は、安倍政権が対応に失敗すればブーメランのように政権に跳ね返ってきます。私たちは、11・16に向けて両輪のストップを呼びかけます。

8月4日、那覇市の翁長雄志市長が知事選に出馬する意向を表明しました。9月上旬に正式表明します。このニュースが出る頃に、9月7日の名護市会議員選の結果が決まりますが、稲嶺市政を支える与党側が過半数を得ることを確信します。

安倍政権が、7月1日以降やっていることはまさに「現代版銃剣とブルドーザー」であり、選挙民はそれを注視しているのです。辺野古沖の海では、海上保安庁の大型巡視船で埋め尽くしてブイやフロート設置を強行、陸ではシュワブ前の抗議の人々の民間ガードマンが壁を作り、その後には機動隊が、そしてフェンスの向こう側に若い海兵隊の兵士たちが陣取っています。9月7日に投票する人々は、これらを注視して意思を固めているはず。8月28日の県民大行動は、沖縄各地からの参加者でキャンプシュワブゲート前は、ゲート前の道路以外は埋め尽くされました。辺野古の運動でこんな映像を見るのは初めてです。

安倍政権は、県民の反発は計算済みで、知事選1か月前までには予定の工事を終了し、着工を既成事実として知事選に臨むつもりです。あとはいつものように交付金の拡大で乗り切る以外にはありません。

沖縄側が足元を見られているのではなく、オール沖縄から安倍が足元を見られているのです。韓国や中国からも「米軍事基地建設阻止闘争」を報道するために記者やカメラマンが来沖しています。在日するドイツやアメリカの記者たちも駆けつけています。現地に行ける人は行き、名古屋にいる人はここでの連帯行動をやりきりましょう。

11・16は国政レベルの勝利が敗北かの意義を持ちます。翁長市長に負ける要素は見当たりません。ここからも絶大な応援をやりましょう。

(金安 弘)

#### ◆ 抗議先

第11管区海上保安部 メーリングアドレスと住所・電話

[jcgbsoumu3-3b5v@kaiho.mlit.go.jp](mailto:jcgbsoumu3-3b5v@kaiho.mlit.go.jp)

〒900-8547 沖縄県那覇市港町2-11-1 第十一管区海上保安本部

TEL098-867-0118 (代表)

#### ◆カンパ送り先

海上ヘリ基地建設反対・平和と名護市政民主化を求める協議会

(ヘリ基地反対協議会)

〒905-0015 名護市大南1-10-18-202

TEL & FAX 0980-53-6992

振込口座 郵便局 01700-7-66142

(名義「ヘリ基地反対協議会」)